

地域コミュニティ団体等への助成制度 ガイドブック

朝 日 町

はじめに

朝日町では、地域コミュニティ団体等の皆さんが「地域活動の場」などでご活用いただける補助金を設けています。また、関係機関（県・財団）等からの助成制度においても、「地域活動の場」などでご活用いただける補助金もあります。

このガイドブックは、地域コミュニティ団体等の皆さんにご活用いただける助成制度について、分野別でご案内しています。また、表中には、「制度の概要」「補助内容」等をそれぞれ記載しています。

なお、採択要件等は各助成制度で異なりますので、詳細については各担当課へお問い合わせください。また、このガイドブックは令和8年3月24日時点での情報をもとに作成しています。社会情勢等により、助成制度が中止や変更となる場合があります。

※三重県のホームページにおいても「ふるさとづくりガイドブック」として、地域コミュニティ団体等が対象となる各助成制度を掲載しています。

【 <http://www.pref.mie.lg.jp/CHIIKI/HP/12099006978.htm> 】

目 次

1. まちづくりに関するもの

朝日町地域づくり推進事業補助金【企画情報課】	1
一般コミュニティ助成事業(コミュニティ助成事業)【企画情報課】	1
朝日町里山竹林環境保全支援事業費補助金【産業建設課】	2
地域間交流事業補助金【広報・町民課】	2
自治区補助金【総務課】	3
自治区用人費補助金【総務課】	3
自治区振興補助金【総務課】	3
民生委員活動補助金【保険福祉課】	4
公民館分館補助事業【生涯学習課】	4

2. 防災・安全に関するもの

地域防災組織育成助成事業(コミュニティ助成事業)【防災環境課】	5
---------------------------------	---

3. 文化に関するもの

文化財関係事業補助金(県指定文化財)【文化課】	6
文化財関係事業補助金(町指定文化財)【文化課】	6
朝日町伝統文化保存補助金【広報・町民課】	7
公益財団法人岡田文化財団 公募助成	8
地域国際化推進助成事業(コミュニティ助成事業)【企画情報課】	9

4. 高齢者に関するもの

老人クラブ補助金【保険福祉課】	-----	10
老人クラブ活動補助金【保険福祉課】	-----	10

5. 子ども・教育に関するもの

朝日町学童保育事業補助金【子育て健康課】	-----	11
子ども会育成者連絡協議会補助金【生涯学習課】	-----	11
青少年育成町民会議補助金【生涯学習課】	-----	12
青少年健全育成事業(コミュニティ助成事業)【生涯学習課】	-----	12
子どもゆめ基金	-----	13

6. 環境・衛生に関するもの

朝日町都市公園清掃奉仕活動助成金【企画情報課】	-----	14
朝日町町道清掃奉仕活動助成金【産業建設課】	-----	14
ふれあいの道事業【四日市建設事務所 総務・管理室管理課】	-----	15
道路美化ボランティア活動助成事業【四日市建設事務所 総務・管理室管理課】	-----	15
河川美化ボランティア活動助成事業【四日市建設事務所 総務・管理室管理課】	-----	15
河川環境整備事業(フラワーオアシス推進事業)【四日市建設事務所 総務・管理室管理課】	-----	16
火葬場解体撤去事業補助金【管理サポート課】	-----	16

7. 商工農水に関するもの

朝日町多面的機能支払交付金【産業建設課】	-----	17
朝日町担い手対策事業補助金【産業建設課】	-----	17

8. スポーツに関するもの

体育協会補助金【生涯学習課】	-----	18
スポーツ少年団補助金【生涯学習課】	-----	18
総合型地域スポーツクラブ補助金【生涯学習課】	-----	18

9. その他

男女共同参画推進補助金【広報・町民課】	-----	19
公益財団法人くわしん福祉文化協力基金	-----	19

1. まちづくりに関するもの

朝日町地域づくり推進事業補助金

補助対象	自治区
制度概要	自治区住民が自主的で主体的に取り組む地域活動事業に対して補助
補助内容 (率・上限など)	・自治区住民が取り組む「交流・ふれあいイベント事業」「生活・自然環境保全事業」「健康づくり事業」「社会貢献活動事業」「地域の歴史・文化の保存継承事業」への補助 ・自治区ごとに予算を配分
申請時期	4月～6月末（補助事業を開始する日まで）
補助主体	朝日町
担当課	企画情報課
連絡先	TEL:377-5663 FAX:377-4543 e-mail:kikaku@town.asahi.mie.jp

一般コミュニティ助成事業（コミュニティ助成事業）

補助対象	自治区等のコミュニティ組織
制度概要	コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物や消耗品は除く）の整備に関する補助
補助内容 (率・上限など)	1件につき、100万円から250万円（10万円単位）
補助要件等	・建築物、消耗品は対象外 ・宝くじの助成金で整備した旨の広報及び表示を要する等
申請時期	8月頃 （秋に翌年度の受付を行い、一般財団法人自治総合センターが予算の範囲内で選考し補助採択）
補助主体	一般財団法人自治総合センター
担当課	企画情報課
連絡先	TEL:377-5663 FAX:377-4543 e-mail:kikaku@town.asahi.mie.jp

朝日町里山竹林環境保全支援事業費補助金

補助対象	町内の里山又は竹林等の保全活動に取り組む団体
制度概要	里山等の保全活動に関する費用に対する補助
補助内容 (率・上限など)	補助対象経費の 3/4 (上限 50 万円) 予算の定める範囲内
補助要件等	1. 継続的に活動を行うことができること 2. 構成員の過半数が、本町に在住、在勤又は在学していること 3. 規約等を有し、代表者及び経理について定められていること 4. 活動の実施につき、土地所有者に説明を行い、同意を得ていること
申請時期	4～6 月頃 (補助事業を開始する日まで)
補助主体	朝日町
担当課	産業建設課
連絡先	TEL:377-5658 FAX:377-4543 e-mail:sanken@town.asahi.mie.jp

地域間交流事業補助金

補助対象	地域間交流事業申請団体
制度概要	県内外の地域と交流を行うことにより、新たな体験と語りを通じ、ふるさと「あさひ」を見つめ直す広い視野を養うための事業
補助内容 (率・上限など)	・全国朝日交流会にて親交を深めた地域をはじめ、県内外の交流事業による地域おこしに要する経費 ・その他町長が必要と判断した事業 ・予算の定める範囲内 (前年度に補助を受けた団体は、補助対象から除外する)
補助要件等	団体構成人数が 10 名以上の団体で、3 分の 2 以上が町民
申請時期	4 月
補助主体	朝日町
担当課	広報・町民課
連絡先	TEL:377-5653 FAX:377-2790 e-mail:choumin@town.asahi.mie.jp

自治区補助金

補助対象	自治区
制度概要	自治区の健全な発展と住民福祉の向上を図る事業に対して補助
補助内容 (率・上限など)	・ 予算の定める範囲内 ・ 税比率、世帯比率、人口比率をもとに各地区へ配分
補助要件等	自治区の運営に係る経費
申請時期	7月上旬
備考	8月末までに指定口座へ振込
補助主体	朝日町
担当課	総務課
連絡先	TEL:377-5651 FAX:377-2790 e-mail:soumu@town.asahi.mie.jp

自治区用人費補助金

補助対象	自治区
制度概要	自治区の用人（用務員）に係る経費に対して補助
補助内容 (率・上限など)	・ 予算の定める範囲内 ・ 世帯比率、人口比率をもとに各地区へ配分
補助要件等	自治区の用人（広報紙等の配布して頂く用務員）に係る費用
申請時期	7月上旬
備考	8月末までに指定口座へ振込
補助主体	朝日町
担当課	総務課
連絡先	TEL:377-5651 FAX:377-2790 e-mail:soumu@town.asahi.mie.jp

自治区振興補助金

補助対象	自治区
制度概要	自治区の振興を図るための実施する事業に対して補助
補助内容 (率・上限など)	・ 予算の定める範囲内 ・ 均等割（10%）と人口比率（90%）をもとに各地区へ配分
補助要件等	自治区の振興を図るための実施する事業
申請時期	7月上旬
備考	8月末までに指定口座へ振込
補助主体	朝日町
担当課	総務課
連絡先	TEL:377-5651 FAX:377-2790 e-mail:soumu@town.asahi.mie.jp

民生委員活動補助金

補助対象	朝日町民生委員・児童委員協議会
制度概要	民生委員資質の向上に対する補助
補助内容 (率・上限など)	予算の定める範囲内
補助要件等	民生児童委員活動・研修に要する経費
申請時期	補助事業を開始する日まで
補助主体	朝日町
担当課	保険福祉課
連絡先	TEL:377-5659 FAX:377-2790 e-mail:hoken@town.asahi.mie.jp

公民館分館補助事業

補助対象	自治区
制度概要	公民館分館に係る新築・増築（土地を含む）、改築に対する補助
補助内容 (率・上限など)	・新築・増築（土地を含む）：町 60%補助、補助限度額 3,000 万円 ・改築：50 万円以下は地元負担。ただし、50 万円を超える金額に対しては、50%補助。
申請時期	事前に問い合わせ
補助主体	朝日町
担当課	生涯学習課
連絡先	TEL:377-2513 FAX:377-2515 e-mail:s-kyouiku@town.asahi.mie.jp

2. 防災・安全に関するもの

地域防災組織育成助成事業（コミュニティ助成事業）

補助対象	自治防災組織など
制度概要	災害の被害防止活動及び軽減活動に直接必要な設備等の整備費用に対する助成
補助内容 (率・上限など)	1件につき、30万円から200万円まで（10万円単位）
補助要件等	・建築物、消耗品を除く ・宝くじの助成金で整備した旨の広報及び表示を要する等
申請時期	8月頃 (秋に翌年度の受付を行い、一般財団法人自治総合センターが予算の範囲内で選考し補助採択)
補助主体	一般社団法人自治総合センター
担当課	防災環境課
連絡先	TEL:377-5610 FAX:377-5661 e-mail:bousai@town.asahi.mie.jp

3. 文化に関するもの

文化財関係事業補助金（県指定文化財）

補助対象	県指定文化財の所有者または管理団体
制度概要	県指定文化財の保護に対する経費の補助
補助内容 (率・上限など)	三重県補助対象経費の 1/2 以内
補助要件等	文化財が県指定文化財であること
申請時期	前年度の 4 月頃までに文化課へ相談
補助主体	三重県
担当課	文化課
連絡先	TEL:377-6111 FAX:377-6112 e-mail:bunka@town.asahi.mie.jp

文化財関係事業補助金（町指定文化財）

補助対象	町指定文化財の所有者または管理団体
制度概要	指定文化財の保護に対する経費の補助
補助内容 (率・上限など)	・ 無形民俗文化財の修理にかかる経費 ・ 指定文化財の保護に関する経費の 1/4 以内、限度額 50 万円
補助要件等	文化財が町指定文化財であること
申請時期	前年度の 7 月までに文化課へ相談
補助主体	朝日町
担当課	文化課
連絡先	TEL:377-6111 FAX:377-6112 e-mail:bunka@town.asahi.mie.jp

朝日町伝統文化保存補助金

補助対象	町内の伝統文化の保存と振興を行う団体
制度概要	町内にて継承されてきた伝統文化の保存と振興を図る事業に対して補助
補助内容 (率・上限など)	予算の定める範囲内
補助要件等	以下については対象外 ・専ら営利を目的とする事業 ・特定の団体の宣伝意図を持つ事業 ・政治的、宗教的な宣伝意図を持つ事業
申請時期	4月
補助主体	朝日町
担当課	広報・町民課
連絡先	TEL:377-5653 FAX:377-2790 e-mail:choumin@town.asahi.mie.jp

公益財団法人岡田文化財団 公募助成

補助対象	県内の伝統工芸活動及び芸術・文化の振興・普及を図り、県内における文化の地域発展に積極的活動を行っている団体・個人
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域文化振興事業への助成（伝統芸能・祭り・郷土歴史ほか） ・ 芸術文化への助成（演劇・舞踏・音楽・絵画・彫刻・工芸・書道ほか） ・ 伝統工芸活動への助成
補助要件等	<p>制約事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接営利を目的とするものでないこと（興行目的でないこと） ・ 三重県以外での活動及び公演でないこと（ただし、「三重の文化・芸術の発展普及と認められる活動及び公演」に該当する場合は助成審査の対象として選考されます） ・ 株式会社等の営利法人でないこと ・ 活動が1年未満の団体でないこと ・ 政治・宗教活動を目的にしておらず、反社会的勢力とは一切関りがないこと <p>応募制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内出身または在住の方で有識者1名の推薦を受けられる方
申請時期	<p>9月頃</p> <p>（翌年度の受付を行い、公益財団法人岡田文化財団の選考委員会が書類審査並びに審議を経て決定します）</p>
備考	<p>https://okadabunka.or.jp/</p> <p>※詳しくはホームページ参照</p>
補助主体	公益財団法人岡田文化財団
担当課	公益財団法人岡田文化財団 事務局
連絡先	TEL:394-7577 FAX:391-1077

地域国際化推進助成事業（コミュニティ助成事業）

補助対象	町が認める地域における国際化の推進に資する活動を行う民間組織（コミュニティ国際交流組織）
制度概要	コミュニティ国際交流組織が実施する多文化共生、国際理解促進など地域レベルでの国際化の推進に資する先導的かつ他の団体の模範となるソフト事業
補助内容 (率・上限など)	1件につき、200万円まで（10万円単位）
補助要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの ・国の補助金及び地方債を充当していないもの ・原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備の整備でないもの。
申請時期	8月頃 (秋に翌年度の受付を行い、一般社団法人自治総合センターが予算の範囲内で選考し補助採択)
補助主体	一般社団法人自治総合センター
担当課	企画情報課
連絡先	TEL:377-2513 FAX:377-2515 e-mail:s-kyouiku@town.asahi.mie.jp

4. 高齢者に関するもの

老人クラブ補助金

補助対象	朝日町老人クラブ連合会
制度概要	高齢者の福祉増進に対する補助
補助内容 (率・上限など)	予算の定める範囲内 ・当該年度の4月1日における会員数に2,000円を乗じて得た額
補助要件等	老人クラブの運営に要する経費(補助金交付要領による)
申請時期	補助事業を開始する日まで
補助主体	朝日町
担当課	保険福祉課
連絡先	TEL:377-5659 FAX:377-2790 e-mail:hoken@town.asahi.mie.jp

老人クラブ活動補助金

補助対象	朝日町老人クラブ連合会
制度概要	高齢者の生きがいと健康づくりなど多様な社会活動に対する補助
補助内容 (率・上限など)	予算の定める範囲内 ・高齢者地域福祉推進事業費補助金(重点配分予算分)の範囲内
補助要件等	老人クラブの活動に要する経費(コンパ分)
申請時期	補助事業を開始する日まで
補助主体	朝日町
担当課	保険福祉課
連絡先	TEL:377-5659 FAX:377-2790 e-mail:hoken@town.asahi.mie.jp

5. 子ども・教育に関するもの

朝日町学童保育事業補助金

補助対象	児童福祉法で定める放課後児童健全育成事業（学童保育事業）を実施する運営委員会など
制度概要	学童保育事業を実施する運営委員会等を対象に、事業実施にかかる運営費及び施設設備・設備整備費に対する補助
補助内容 (率・上限など)	1. 運営費補助 2. 備品整備費補助（AED 賃借料等） 3. 家賃補助 4. 支援員等処遇改善補助 など
補助要件等	児童福祉法で定める放課後児童健全育成事業（学童保育事業）を実施する運営委員会など
申請時期	事前に問い合わせ
補助主体	朝日町
担当課	子育て健康課
連絡先	TEL:059-377-5652 FAX:059-377-2790 e-mail:kosodate@town.asahi.mie.jp

子ども会育成者連絡協議会補助金

補助対象	朝日町子ども会育成者連絡協議会
制度概要	子ども会活動の活性化を図ると同時に地域社会における児童福祉の増進に資することを目的とする朝日町子ども会育成者連絡協議会が行う事業に対する補助
補助内容 (率・上限など)	補助率：補助対象経費の10/10 補助限度額：予算の定める範囲内
申請時期	年度内
補助主体	朝日町
担当課	生涯学習課
連絡先	TEL:377-2513 FAX:377-2515 e-mail:s-kyouiku@town.asahi.mie.jp

青少年育成町民会議補助金

補助対象	朝日町青少年育成町民会議
制度概要	青少年を健全に育成するために朝日町青少年育成町民会議が行う事業に対する補助
補助内容 (率・上限など)	補助率：補助対象経費の10/10 補助限度額：予算の定める範囲内
申請時期	年度内
補助主体	朝日町
担当課	生涯学習課
連絡先	TEL:377-2513 FAX:377-2515 e-mail:s-kyouiku@town.asahi.mie.jp

青少年健全育成事業（コミュニティ助成事業）

補助対象	自治区等のコミュニティ組織
制度概要	自治区等のコミュニティ組織が行う事業で、青少年の健全育成に資するため、主として小・中学生が親子で参加するソフト事業とする。 (1) スポーツ・レクリエーション活動に関する事業 (2) 文化・学習活動に関する事業 (3) その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業
補助内容 (率・上限など)	1件につき、30万円から100万円まで（10万円単位）
補助要件等	単年度事業であること（毎年度繰り返し実施する事業でないこと）
申請時期	8月頃 （秋に翌年度の受付を行い、一般社団法人自治総合センターが予算の範囲内で選考し補助採択）
補助主体	一般社団法人自治総合センター
担当課	生涯学習課
連絡先	TEL:377-2513 FAX:377-2515 e-mail:s-kyouiku@town.asahi.mie.jp

子どもゆめ基金

補助対象	次に該当する団体で、当該団体が自ら主催し、子どもの健全な育成を目的に子どもの体験活動や読書活動の振興に取り組む団体が対象 (1) 公益社団法人、公益財団法人または一般社団法人、一般財団法人 (2) 特定非営利活動法人 (3) 上記(1)(2)以外の法人格を有する団体(次に掲げる団体を除く) ①国または地方公共団体 ②法律により直接に設置された団体 ③特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人 (4) 法人格を有しないが、活動を実施するための体制が整っていると認められる団体
制度概要	子どもの健全育成を進めるため、民間団体が実施するさまざまな体験活動や読書活動などに対する助成
補助内容 (率・上限など)	・助成対象活動：①子どもを対象とする体験活動や読書活動 ②子どもを対象とする体験活動や読書活動を支援する活動 ・規模ごとの限度額 全国規模 600万円以下 都道府県規模 200万円以下 市区町村規模 100万円以下 ※限度額は二次募集で申請の場合、全国規模は300万円、都道府県規模は100万円、市町村規模は50万円
申請時期	一次募集：10月上旬～11月下旬 二次募集：翌年5月上旬～6月下旬
備考	https://yumekikin.niye.go.jp/ ※詳しくはホームページ参照
補助主体	独立行政法人 国立青少年教育振興機構
担当課	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 子どもゆめ基金部助成課
連絡先	TEL:03-5790-8117 8118 (フリーダイヤル：0120-579-081 ※9:00～17:45) FAX:03-6407-7720

6. 環境・衛生に関するもの

朝日町都市公園等清掃奉仕活動助成金

補助対象	清掃奉仕活動を行う個人及び団体
制度概要	町内の公園等の美観を保ち、利用者等の便宜を図るとともに、町内における美化意識の保持を目的とする活動に対する助成
補助内容 (率・上限など)	対象となる公園等の清掃につき、月1回 3,800円 or 6,000円 ※月1回の活動に限り助成。公園により助成額が分かれる。
補助要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の場合、町内の団体であること。 ・団体の構成員はおおむね3名以上であること。 ・個人の場合、町民であること。
申請時期	4月頃 ※随時受付も可
補助主体	朝日町
担当課	企画情報課
連絡先	TEL:377-5663 FAX:377-4543 e-mail:kikaku@town.asahi.mie.jp

朝日町町道清掃奉仕活動助成金

補助対象	清掃奉仕活動を行う団体
制度概要	町内の道路の美観を保ち、通行者等の便宜を図るとともに、町内における美化意識の保持を目的とする活動に対する助成
補助内容 (率・上限など)	町道1路線につき年間9万円
補助要件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 団体の構成員はすべて町民であること 2. 団体の構成員はおおむね5名以上であること 3. 年間を通じて活動していること 4. 朝日町内の道路敷の草刈及び清掃（ゴミ収集）等を行うこと 5. 草刈及び清掃（ゴミ収集）等を年3回以上定期的に行うこと
申請時期	4月頃
補助主体	朝日町
担当課	産業建設課
連絡先	TEL:377-5658 FAX:377-4543 e-mail:sanken@town.asahi.mie.jp

ふれあいの道事業

補助対象	自治会、婦人会、老人会などの地域住民により構成された団体または道路愛護活動を行うその他の団体及び企業
制度概要	三重県が管理する道路を含む区域の除草、清掃、植栽など道路の美化、維持活動に対する支援
補助内容 (率・上限など)	・補助率 10/10 (清掃用物品、花木、苗、肥料など) ・上限 初年度 (10万円) 2年度 (3万円) 以降は、2年度の翌年度から起算して3年度目毎に3万円分を限度として補助
補助要件等	1. 3年度以降も活動の継続が可能であること 2. 活動に参加する人数が、概ね10人以上であること 3. 年3回以上の除草、清掃が可能であること 4. 県が管轄する道路実延長が、概ね500m以上の区間であること
申請時期	年度当初に応募申し込み (予算に応じて追加受付あり)
補助主体	三重県
担当課	四日市建設事務所 総務・管理室 管理課
連絡先	TEL:352-0667 FAX:352-0666 e-mail:hkenset@pref.mie.lg.jp

道路美化ボランティア活動助成事業

補助対象	自治会、婦人会、老人会などの地域住民により構成された団体
制度概要	三重県が管理する道路における草刈、清掃及びその他の道路環境の美化、保全に対する支援
補助内容 (率・上限など)	予算の範囲内での保険料の負担及び消耗品類の提供
申請時期	年度当初に応募申し込み (予算に応じて追加受付あり)
補助主体	三重県
担当課	四日市建設事務所 総務・管理室 管理課
連絡先	TEL:352-0667 FAX:352-0666 e-mail:hkenset@pref.mie.lg.jp

河川美化ボランティア活動助成事業

補助対象	自治会、婦人会、老人会などの地域住民により構成された団体
制度概要	三重県が管理する河川における草刈、清掃及びその他の河川環境の美化、保全に対する支援
補助内容 (率・上限など)	予算の範囲内での保険料の負担及び消耗品類の提供
申請時期	年度当初に応募申し込み (予算に応じて追加受付あり)
補助主体	三重県
担当課	四日市建設事務所 総務・管理室 管理課
連絡先	TEL:352-0667 FAX:352-0666 e-mail:hkenset@pref.mie.lg.jp

河川環境整備事業（フラワーオアシス推進事業）

補助対象	植栽などを確実にし、河川環境の美化に貢献できるボランティア団体など
制度概要	三重県が管理する河川の河川敷における花木の苗、種子などの植栽及び植栽した花木等の維持管理に対する支援
補助内容 (率・上限など)	予算の範囲内での種子、苗木などの提供（上限 約 50 万円）
申請時期	年度当初に応募申し込み（予算に応じて追加受付あり）
補助主体	三重県
担当課	四日市建設事務所 総務・管理室 管理課
連絡先	TEL:352-0667 FAX: 352-0666 e-mail:hkenset@pref.mie.lg.jp

火葬場解体撤去事業補助金

補助対象	火葬場を有する自治体
制度概要	火葬場の解体撤去にかかる費用を補助する
補助内容 (率・上限など)	解体撤去事業費の 2 分の 1（上限 200 万円）
補助要件等	解体撤去事業前に町と協議の上、かつ予算の定める額
申請時期	火葬場を解体撤去する事前（後）の適切な時期
補助主体	朝日町
担当課	管理サポート課
連絡先	TEL:377-5195 FAX: 377-5196 e-mail:kanri@town.asahi.mie.jp

7. 商工農水に関するもの

朝日町多面的機能支払交付金

補助対象	農業者のみで構成される活動組織、農業者及び地域住民で構成される活動組織
制度概要	活動組織等が行う活動に要する経費に対する交付金
補助内容 (率・上限など)	【農地維持】※対象地：農業振興地域内農用地区域 予算の定める範囲内 (田) 3,000 円/10 アールあたり (畑) 2,000 円/10 アールあたり 【資源向上：共同】 (田) 2,400 円/10 アールあたり (畑) 1,440 円/10 アールあたり 【資源向上：長寿命化】 (田) 4,400 円/10 アールあたり (畑) 2,000 円/10 アールあたり
補助要件等	活動組織等の事業計画が認定された年度の4月1日以降に実施した活動
申請時期	4月～6月頃
補助主体	朝日町
担当課	産業建設課
連絡先	TEL:377-5658 FAX:377-4543 e-mail:sanken@town.asahi.mie.jp

朝日町担い手対策事業補助金

補助対象	農家組合又は自治区、認定農業者等
制度概要	地域農業の振興及び担い手の支援を図るため、小規模な基盤整備事業等に要する経費に対する補助金
補助内容 (率・上限など)	補助率 75% (上限 19 万円) 予算の定める範囲内
補助要件等	1. 担い手対策事業 2. その他町長が必要と認めたもの
申請時期	4月～3月頃
補助主体	朝日町
担当課	産業建設課
連絡先	TEL:377-5658 FAX:377-4543 e-mail:sanken@town.asahi.mie.jp

8. スポーツに関するもの

体育協会補助金

補助対象	朝日町体育協会
制度概要	朝日町教育機関その他諸機関と緊密な連携を保ち、本町におけるあらゆるスポーツを奨励し、町民体育の振興並びにスポーツを通じて町民文化の進展に寄与することを目的とする事業に対する補助
補助内容 (率・上限など)	補助率：補助対象経費の10/10 補助限度額：予算の定める範囲内
申請時期	年度内
補助主体	朝日町
担当課	生涯学習課
連絡先	TEL:377-2513 FAX:377-2515 e-mail:s-kyouiku@town.asahi.mie.jp

スポーツ少年団補助金

補助対象	朝日町スポーツ少年団
制度概要	スポーツを通じて少年の心身を鍛練するために、朝日町各スポーツ少年団を育成指導することを目的とする事業に対する補助
補助内容 (率・上限など)	補助率：補助対象経費の10/10 補助限度額：予算の定める範囲内
申請時期	年度内
補助主体	朝日町
担当課	生涯学習課
連絡先	TEL:377-2513 FAX:377-2515 e-mail:s-kyouiku@town.asahi.mie.jp

総合型地域スポーツクラブ補助金

補助対象	総合型地域スポーツクラブ
制度概要	気軽に参加できるスポーツ活動の環境づくりと、青少年健全育成、地域住民の健全な心身の保持増進、豊かなコミュニティーづくりに寄与することを目的とする事業に対する補助
補助内容 (率・上限など)	補助率：補助対象経費の10/10 補助限度額：予算の定める範囲内
申請時期	年度内
補助主体	朝日町
担当課	生涯学習課
連絡先	TEL:377-2513 FAX:377-2515 e-mail:s-kyouiku@town.asahi.mie.jp

9. その他

男女共同参画推進補助金

補助対象	男女共同参画推進団体
制度概要	男女共同参画社会づくりの促進に資するための事業の補助
補助内容 (率・上限など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会、講演会等の啓発に要する経費 ・ 会員の資質向上のための研修会参加に要する経費 ・ 調査、研究活動に要する経費 ・ その他町長が認める事業に要する経費 ・ 予算の範囲内で補助
申請時期	4月頃
補助主体	朝日町
担当課	広報・町民課
連絡先	TEL:377-5653 FAX:377-2790 E-mail:choumin@town.asahi.mie.jp

公益財団法人くわしん福祉文化協力基金

補助対象	桑名市、四日市市、いなべ市、木曾岬町、東員町、川越町、朝日町及び菟野町において、事業を主催・後援・協賛する地方公共団体及び公共的団体等（以下「対象地方公共団体等」という）
制度概要	地域社会の活性化のために対象地方公共団体等が主催・後援・協賛する事業に要する経費の一部への助成金
補助内容 (率・上限など)	補助率：補助対象経費（事業収入がある場合は、その額を控除した額）の1/2 補助限度額：100万円
補助要件等	地域の社会福祉に関する事業、社会生活環境の整備等に関する事業、文化の振興に関する事業で、次の要件を満たすものとする。 (1) 助成対象事業は、一定期間の事業に限り、継続的なものでないこと。 (2) 事業が直接営利を目的としたものでないこと。 (3) 過去2年間当基金の助成を受けていないこと。
申請時期	前年度の4月1日よりその翌年2月1日まで
備考	https://www.shinkin.co.jp/kuwanamie/about/culture/ ※詳しくはホームページ参照
補助主体	公益財団法人くわしん福祉文化協力基金
担当課	公益財団法人くわしん福祉文化協力基金
連絡先	TEL:0594-24-2558